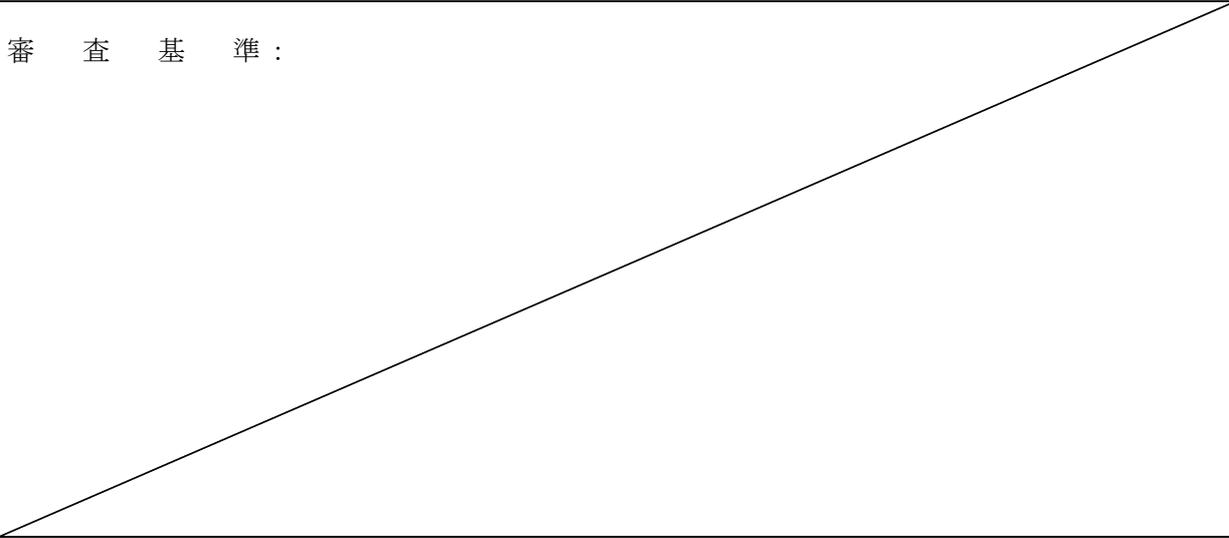


# 審 査 基 準

平成27年 5 月29日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：申請書は、あなたが証明書の交付を受けた警察本部担当課（係） 窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 （電話 075-451-9111 内線3052）
備 考：